九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について

川本, 芳昭
九州大学文学部

https://doi.org/10.15017/25775

出版情報：九州大学東洋史論集. 25, pp.53-78, 1997-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について

川本芳昭

はじめに

現在我々は五胡、十六国、或いは五胡十六国時代という用語を永嘉の乱後の混乱した時代を表現する際用いているが、こうした用語はそもそも如何なる過程をへて定着したのであろうか。五胡を匈奴、羯、鮮卑、氐、羌とし、十六国を前趙、後趙、前燕、前秦、後燕、後秦、南燕、夏、前涼、成漢、後涼、西秦、南涼、西涼、北涼、北燕の諸国と認識し、それらの国々が存在した時代を五胡十六国時代という形で理解するようになった背景には一定の歴史的背景が当然存在する筈である。崔鴻が撰した十六国春秋という書物の存在が、そうした呼称の成立に一定の役割を演じていることが想定されるが、従来の研究を振り返るとき、そうした概念の定着化の具体的過程は未だ十分には明らかにされていないようである。

例えば、晋書巻一一四、苻堅載記下に、前秦の苻堅が姚萇に幽閉され、伝国の璽を求められたときのこととして、

（姚）萇求伝国璽於（苻）堅曰、萇次膺符曆、可以為恵。堅瞋目叱之曰、小羌乃敢干逼天子、豈以伝国璽授汝羌也。図緯符命、何所依拠。五胡次序、無汝羌名。違天不祥、其能久乎。璽已送晋、不可得也。

とあるが、ここに苻堅の言葉として「五胡次序、無汝羌名」とみえることを踏まえると、当時五胡の中に羌は含まれていなかったことが想定される。とすれば現在我々が匈奴、羯、鮮卑、氐、羌として理解している五胡の内容は、前秦末の時点では未だ固定化してはいなかったことになるであろう。つまり、現今の五胡という用語の内容は、その順序が各族が中原に覇を唱えた順を踏まえていることをも考え合わせると、姚萇がそれまでの非漢族王朝のように中原に覇を唱え、後秦という王朝を建てた後に定着して行ったものと想定されるのである。

では、そもそも五胡イコール匈奴、羯、鮮卑、氐、羌という考え方がその順序をも含めて定着したのは後秦成立後の如何なる時点なのであろうか。魏書巻六七崔鴻伝に、

鴻弱冠便有著述之志、見晋魏前史皆成一家、無所措意。以劉淵、石勒、慕容儁、苻健、慕容垂、姚萇、慕容徳、赫連屈孑、張軌、李雄、呂光、乞伏国仁、禿髪烏孤、李暠、沮渠蒙遜、馮跋等、並因世故、跨僭一方、各有国書、未有統一……

とある。魏書が記すこの順序は原十六国春秋の篇別構成の順序を反映しているとするならば、右の史料に「劉淵（匈奴）→石勒（羯）→慕容儁（鮮卑）→苻健（氐）→慕容垂（鮮卑）→姚萇（羌）……」という順序がみえることから、崔鴻は（五胡）イコール（匈奴→羯→鮮卑→氐→羌）と理解していたと考えられる。仮に筆者のこの篇別構成についての推定が誤っているとしても、現行の十六国春秋纂録の十六国の記載の順序が、前趙、後趙、前燕、前秦、後秦、蜀、前涼、西涼、……であり、晋書載記の十六国の記載の順序が前趙、後趙、前燕、前秦、後秦、蜀、後涼、後燕、……であり、崔鴻伝と同じく両者ともに前趙（匈奴）→後趙（羯）→前燕（鮮卑）→前秦（氐）→後秦（羌）の順となっていることから、原十六国春秋の記載の順序が匈奴→羯→鮮卑→氐→羌の順になっていたことは動かし難いであろう。つまり、崔鴻がその順序をも含めて（五胡）イコール（匈奴→羯→鮮卑→氐→羌）と理解していたことは確実である。こうしたことからその時点が後秦成立後のいかなる時点であるかは未詳であるが、五胡十六国・北朝史上において（五胡）イコール（匈奴→羯→鮮卑→氐→羌）という理解が成立したのは、少なくとも崔鴻による十六国春秋作成時にまでは遡るといえるのである。

次に十六国という概念について考えてみよう。魏書巻六七崔鴻伝に、十六国春秋が作成された経緯が記されているが、そこに、

（崔）鴻以其書有與国初相渉、言多失体、且既未訖、迄不奏聞。鴻後典起居、乃妄載其表曰、「……考諸旧志、刪正差謬、定為実録。商校大略、著春秋百篇。至（景明）三年之末草成九十五巻。……。」鴻意如此。

とあり、崔鴻自らが作成した表が載せられている。その表文中に「著春秋百篇」とあることは崔鴻自身は十六国春秋の原名を春秋としていたと考えられるのである。そのことは崔鴻の子の崔子元の伝に（魏書巻六七）、子元の上奏を載せ、その一節に、

先臣（崔鴻）棄世、凡十六国、名為春秋、一百二巻、近代之事最為備悉。……

とあり、子の崔子元も春秋としていることから窺われる。また、隋書巻三三、経籍志二、覇史の条に、

……

敦煌実録十巻、劉景撰。

十六国春秋一百巻、魏崔鴻撰。

纂録一十巻。

戦国春秋二十巻、李槩撰。

……

とある。ここにみえる「纂録一十巻」は楊球の『十六国春秋輯補』叙例が述べるように崔鴻の十六国春秋の簡約本であると考えられる。その簡約本の名が現行の『十六国春秋纂録校本』のように「十六国」という語句を冠することなく、単に『纂録』として経籍志に載せられていることも右の私見を支える所があるといえるが、こうした考えに大過がないとすれば、十六国春秋が春秋という原名から十六国春秋という名で呼ばれるようになるのは、この書物が、魏書崔鴻伝に、

然自正光以前、不敢顕行其書。自後以其伯（崔）光貴重当朝、知時人未能発明其事。乃頗相伝読。亦以光故、執事者遂不論之。

とあるような複雑な原因が絡みつつ伝読される過程で生じたことといえるであろう。その変化は魏書同伝に、

鴻弱冠便有著述之志、見晋魏前史皆成一家、無所措意。以劉淵、石勒、慕容儁、苻健、慕容垂、姚萇、慕容徳、赫連屈孑、張軌、李雄、呂光、乞伏国仁、禿髪烏孤、李暠、沮渠蒙遜、馮跋等、並因世故、跨僭一方、各有国書、未有統一。鴻乃撰為十六国春秋、勒成百巻、因其旧記、時有増損褒貶焉。

とみえることから、魏収が魏書を編纂した時点では既に生じていたと考えられる。

もっとも右に「以劉淵、石勒、慕容儁、苻健、慕容垂、姚萇、慕容徳、赫連屈孑、張軌、李雄、呂光、乞伏国仁、禿髪烏孤、李暠、沮渠蒙遜、馮跋等、並因世故、跨僭一方、各有国書、未有統一。」とみえることから、崔鴻が春秋を編纂した時点で「十六国」という形で、それ以前の歴史を括るという歴史認識を持っていたことは、その書の原名が春秋、十六国春秋

のいずれであったとしても確かなことと言えるであろう。

以上の考察によって五胡の指し示す内容が匈奴→羯→鮮卑→氐→羌となるのは後秦以降であること、十六国春秋の原名は当初、春秋であったと考えられること、及び現在我々が用いる五胡、十六国という歴史用語やその根柢に存在する南北朝時代に先立つ時代を五胡十六国時代という一つの時代として把握する歴史認識の成立に果たした十六国春秋の役割は極めて大きなものがあるということなどが明らかとなった。ただし、右はこうした歴史認識がこの十六国春秋の編纂時に生まれたことを意味するわけではない。何故なら、歴史認識というものは元来一朝にして形成されるものでないからであり、とすれば、そこには当然そうした認識が生まれる前史、過程が存在する筈だからである。

本稿はこうした問題意識から出発して、右に述べた歴史認識が生まれる過程を追求しつつ、以て五胡十六国・北朝時代における諸王朝の所謂「正統」性の問題について考察しようとするものである。

一　北魏孝文帝時代における変化

晋書巻一〇一劉玄海載記、河瑞元年の条に、劉聰や王彌らによる洛陽侵攻を伝えて（十六国春秋輯補巻二、前趙録一、劉淵伝、河瑞元年の条同）、

於是命其（劉淵）子聰與王彌進寇洛陽。劉曜與趙固等為之後継。……王師敗積。……使呼延翼率歩卒継之、破王師於河南。聰進屯於西明門。……

とあり、晋軍を王師と表現している。同様の事例は、同書巻一〇二、嘉平元年の条、同巻嘉平三年の条、同巻、建元元年の条、同巻、麟嘉元年の条等、枚挙に遑がないほど見出されるが（十六国春秋輯補も同様）、このことは十六国春秋が晋を正統王朝とする立場に立っていたことを想定せしめる。しかし、十六国春秋輯補や晋書載記等は劉淵を李淵の名を避けて劉玄海と表記し、石虎を李虎の名を避けて石季龍と表記している。十六国春秋の原本がこうした避諱をすることはありえない。また、現行本晋書の載記は十六国春秋を底本としたと考えられるため、十六国春秋輯補は散逸した十六国春秋を復元するため晋書載記に多くを負っている。それ故、晋書載記等が原十六国春秋を底本としたとしても、そこには後世の意識的無意識的な改変が数多く加えられていることに注意しておかなければならないであろう。にもかかわらず十六国春秋の原本が晋を

正統とする立場で書かれていたことは確かなことと考えられる。何故なら、第一に、十六国春秋纂録巻一前趙録、劉淵伝に、

（劉淵）僭即漢王位、改晋永興元年為元螟元年。……永鳳元年……十月僭即皇帝位於南郊。

とあるのを始めとして、原十六国春秋の簡略本ではあるが、その原形をかなりとどめていると考えられる十六国春秋纂録には（湯球『十六国春秋纂録校本』敍参照）、五胡十六国の諸国主の即位を「僭」と表現しているからである。第二に、先に若干考察した魏書崔鴻伝中にみえる崔鴻の表文の一節に、

昔晋恵不競、華戎乱起。三帝受制於姦臣、二帝晏駕於非所。五都蕭條、鞠為煨燼。趙燕既為長蛇、遼海緬成殊域。窮兵鋭進、以力相雄、中原無主、八十餘年。遺晋僻遠、勢略孤微。民残兵革、靡所帰控。皇魏龍潛幽代、世篤公劉、内修徳政、外抗諸偽。

とあり、西晋→北魏のラインを正統とし、十六国を僭偽とする表現がみられるからである。第三に、十六国春秋全百巻のうち九十五巻は正始三年（五〇六）の末に成っていたが（魏書崔鴻伝にみえる崔鴻の上表参照）、この時点にあっては、北魏は西晋を直接継承する中原の正統王朝とする国是をとるようになっていたからである。つまり、十六国春秋出現以前に西晋を正統とする考えが既に成立していたと考えられるのである。いまこの点についてやや詳しく見てみよう。

魏書巻一〇八之一、礼志、太和十四年（四九〇）八月の条に、

詔曰、丘沢初志（制？）、配尚宜定。五徳相襲、分敍有常。然異同之論、著於往漢、未詳之説、疑在今史。羣官百辟、可議其所應、必令合衷、以成萬代之式。中書監高閭議以為……臣聞、居尊拠極、允應明命者、莫不以中原為正統、神州為帝宅。……計五徳之論、始自漢劉、一時之議、三家致別。……趙承晋、金生水、故趙為水徳。燕承趙、水生木、故燕為木徳。秦承燕、木生火、故秦為火徳。秦之未滅、皇魏未克神州、秦氏既滅、大魏称制玄朔。故平文之廟、始称太祖、以明受命之証、如周在岐之陽。若継晋、晋亡已久、若棄秦、則中原有（無？）寄。推此而言、承秦之理、事為明験。故以魏承秦、魏為土徳。……又秦趙及燕、雖非明聖、各正号赤県、統有中土、郊天祭地、肆類咸秩、明刑制礼、不失旧章。奄岱踰河、境被淮漢。非若齷齪辺方。僭擬之属、遠如孫権、劉備、近若劉裕、道成、事繫蛮夷、非関中夏。伏惟聖朝（北魏を指す）、徳配天地、道被四海、……正位中境、奄有萬方。今若并棄三家（趙燕秦）、遠承晋氏、則蔑中原正次之實。……臣愚以為宜従尚黄、定為土徳。

とある。右は、北魏の孝文帝のとき、それまでの土徳を棄て、晋の金徳を承けて、北魏を水徳としようとする動きが生じたが、そうした動きに対する中書監高閭の北魏土徳説の考えを伝えたものである。高閭の考えは中原をおさえた趙、燕、秦を無視することはできないとするものであるが、こうした考えはそれまでの北魏の歴史においてはみられなかったものである。北魏における土徳説のそれまでの理解は、同書同巻、礼志、天興元年（三九八）の条に、道武帝のときのこととして、

天興元年、定都平城、即皇帝位、立壇兆告祭天地。祝曰、……。事畢、詔有司定行次、正服色。羣臣奏、以国家継黄帝之後、宜為土徳。故神獣如牛、牛土畜。又黄星顕曜、其符也。於是始従土徳、数用五、服尚黄、犠牲用白。

とする黄帝の後とする理解から生まれたものである。右にみえる「神獣如牛、牛土畜」は、魏書巻一序紀、聖武帝詰汾の条に、

獻帝命南移、山谷高深、九難八阻、於是欲止。有神獣、其形似馬、其聲類牛。先行導引、歴年乃出、始居匈奴之故地。

とあるのを踏まえたものであり、「黄星顕曜」は魏書巻一〇五之三、天象志、道武帝皇始元年（三九六）の条に、

是秋、太祖啓冀方之地、……天街彗之、蓋其祥也。先是、有大黄星出于昴畢之分、五十餘日。慕容氏太史丞王先曰、当有真人起於燕代之間、大兵鏘鏘、其鋒不可当。冬十一月、黄星又見、天下莫敵。

とあることを指しているが、魏書序紀の冒頭に、拓跋氏の淵源を記して、

昔黄帝有子二十五人、……昌意少子、受封北土。国有大鮮卑山、因以為号。……黄帝以土徳王。北俗謂土為托、謂后為跋、故以為氏。

とあることに注意すると、それが黄帝を始祖と考える思想や拓跋という部族の名称とも密接に絡む、恐らくは北魏の中原制覇に伴い作成された神話であることが窺われてくるのである。

漢から趙宋までの歴史を通観するとき北魏は中原を制覇した王朝としては異例の性格をもつ国家であると言える。それは既に考察したところからも窺われるところであるが、北魏が、曹魏や晋などが前王朝の禅譲を受けた王朝であるのと相違し、のちのモンゴル族の元などがそうであったように、前王朝の禅譲を受けることなく建国された国家であるという点である。[1] この点は北魏という国家の性格を考える際まず注意しておくべき点であるが、そうした北魏も周知のように中国との接触を深めるにつれ、所謂「中国化」を遂げて行く。[2] 右の北魏国初における土徳の採用、及び孝文帝時代における土徳から水徳へ

の行次の変更はそうした動きの一つの現れということができるものであるが、その際、注目しておきたいことは、先にみた中書監高閭の北魏土徳説の考えはそれまでの北魏の考え方とは相当ずれた面をもっていたということである。何故なら少なくとも現存の史料による限り、晋→趙→燕→秦→北魏という連なりにおいて五行の行次の変遷を理解する考え方はそれ以前の北魏においては見出せないからである。ではこうした考えは何処から生じてきたのであろうか。先にみた高閭の言に「又秦趙及燕、雖非明聖、各正号赤県、統有中土、郊天祭地、肆類咸秩、明刑制礼、不失旧章。奄岱踰河、境被淮漢。非若齷齪辺方。僭擬之属、遠如孫権、劉備、近若劉裕、道成、事繫蛮夷、非関中夏。伏惟聖朝、徳配天地、道被四海、……正位中境、奄有萬方。」とあるが、ここには劉宋や蕭斉を蛮夷に連なる僭偽と看做し、趙燕秦を中原を支配した正統王朝と看做す考えが表明されているが、とすればそうした考えからは、およそ十六国春秋や晋書載記にみえるような五胡諸朝→僭偽という考えは生まれてこないであろう。五胡諸朝→僭偽という考えは高閭の立場と大きく食い違うからである。とすればそれは先に指摘した問題、五胡、十六国という歴史用語、或いは五胡十六国時代という形でそれに先立つ時代を把握する歴史認識の成立の問題を考える上で重要な意味を持っていると言えるであろう。

晋書巻一〇三劉曜載記、光初二年（三一九）六月の条に、

以水承晋金行、国号曰趙。

とあり、同書巻一一一慕容暐載記に、

（慕容）暐鍾律郎郭欽奏議、以暐承石季龍（石虎の字）水為木徳。暐従之。

とあるが、これらの記事は、先にみた北魏の高閭と同様の考えがこれ以前にも存在していたことを伝えており、本論の論旨との関連で興味深いと言えよう。さらに注目すべきは、晋書巻一一〇慕容儁載記付、韓恒伝に、

（慕容）儁僭位、將定五行次。衆論紛紜。恒時疾在龍城。儁召恒以決之。恒未至、而羣臣議以宜承晋為水徳。既而恒至、言於儁曰、趙有中原、非唯人事、天所命也。天實與之、而人奪之、臣竊謂不可。且大燕王迹、始自震。於易、震為青龍。受命之初、有龍見於都邑城。龍為木徳、幽契之符也。儁初雖難改、後終従恒議。

とあり、その国家が中原に建国したか否かを判断の基準としているが、こうした考えは高閭の場合と全く軌を同じくしていることである。おそらく高閭の考えは北魏より前の時代におけるこうした議論を踏まえていると考えて大過ないであろう。

高閭の行次についての考えが、どの程度の人々の支持を得ていたのかは明らかではないが、彼のこうした考えが、それ以前の歴史を踏まえたものであると考えられることから、その考えを支持する人々は決して少数ではなかったであろう。とすればこうした高閭の考えは当時北魏の公式の立場となっていたわけではないと考えられるが、こうした動きは先にみた「黄帝土徳」説に基づいての土徳説の根拠に変更を迫り、その根拠は高閭にみるような「中原占拠」説へとその実態面で既に変質していた可能性もあるといえるであろう。

それはともかくも、先に指摘したように北魏はこうした考えを否定してその行次を土徳から水徳に変更するわけである。次にこの点について考察し、その変更のもつ歴史的意味についてさらに追求してみよう。

魏書巻一〇八の一、礼志一に、先の高閭の意見に対する秘書丞李彪、著作郎崔光らの議を載せて、

秘書丞臣李彪、著作郎崔光等議以為、尚書閭議、継近秦氏。臣職掌国籍、頗覧前書、惜此正次、慨彼非緒。輙仰推帝始、遠尋百王。魏雖建国君民、兆眹振古、祖黄制朔、緜迹有因。然此帝業、神元為首。案神元晋武、往来和好。至于桓穆、洛京破亡。二帝志摧聰勒、思存晋氏、每助劉琨、申威并冀。是以晋室銜扶救之仁、越石深代王之請。平文、太祖、抗衡苻石、終平燕氏、大造中区。則是司馬祚終於郟鄏、而元氏受命於雲代。蓋自周之滅及漢正号、幾六十年、著符尚赤。……自有晋傾淪、暨登国肇号。亦幾六十餘載、物色旗幟、率多従黒。是又自然合應、玄同漢始。且秦并天下、革創法度。漢仍其制、少所変易。猶仰推五運、竟踵隆姫、而況劉石苻燕、世業促編、綱紀弗立。魏接其弊、自有彝典。豈可異漢之承木、捨晋而為土耶。夫皇統崇極、承運至重、必当推協天緒、考審王次、不可雑以僭竊、参之強狡。神元既晋武同世、桓穆與懐愍接時。晋室淪、平文始大。廟号太祖、抑亦有由。紹晋定徳、孰曰不可。而欲次茲偽僭、豈非惑乎。臣所以慺慺惜之、唯垂察納。詔令羣官議之。

とある。つまり、李彪等は先にみた高閭の「中原占拠」説を退け、漢が周を継いだ故事を踏まえ、西晋を継ぐべきことを建言したのである。この際、「劉石苻燕の世業が促編であり、綱紀が立たなかった」ことを指摘し、それらの諸国が「僭竊」、「偽僭」であるとしている点は、高閭の考えと真っ向から対立するものであるといえよう。羣官は審議の結果を奏上したが、それを受けて詔が発せられた。そのことを伝えて、魏書礼志に、

（太和）十五年正月、侍中司空長楽王穆亮、侍中尚書左僕射平原王陸叡……等言、臣等受勅共議中書監高閭、秘書丞

李彪等二人所議皇魏行次。尚書高閭以……。彪等拠神元皇帝與晋武並時、桓穆二帝、仍修旧好。始自平文、逮于太祖、抗衡秦趙、終平慕容。……二家（高閭と李彪）之論、大略如此。臣等謹共参論。伏惟皇魏世王玄朔、下迄魏晋趙秦二燕、雖地拠中華、徳祚微淺、並獲推敍、於理未愜。又国家積徳修長、道光万載。彪等職主東観、詳究図史。所拠之理、其致難奪。今欲従彪等所議、宜受晋為水徳。詔曰、越近承遠、情所未安。然考次推時、頗亦難継。朗賢所議、豈朕能有違奪。便可依為水徳、祖申臘辰。

とある。つまり、孝文帝は高閭の考えを退け、李彪の意見を採用し、北魏の行次を西晋を継ぐ形で、それまでの土徳から水徳へと改めたのである。そこに孝文帝の強い意志が存在していたことが想定されるが、右の詔に「越近承遠、情所未安」、「朝賢所議、豈朕能有違奪」という表現がみえることから、孝文帝にはこの行次の変更について自ら断行するという積極性に欠けるところがあるかのようでもある。しかし、これはあくまでもポーズであって、この行次の変更は彼の不退転の決意の下に実行されたものといえる。いまこの点について考察してみよう。

魏書巻七下、高祖紀下の条に、

（太和十四年）八月丙寅朔、……辛卯、宕昌国遣使朝貢。詔議国之行次。九月癸丑、太皇太后馮氏崩。……冬十月戊辰、詔曰、「自丁荼苦、奄踰晦朔。仰遵遺旨、祖奠有期。朕將親侍龍輿、奉訣陵隧。諸常従之具、悉可停之。……」。癸酉、葬文明太皇太后於永固陵。甲戌、車駕謁永固陵。羣臣固請公除。帝不許。己卯、車駕謁永固陵。庚辰、帝居廬、引見羣僚於太和殿。太尉東陽王丕等、據権制固請。帝引古礼往復、羣臣乃止。……詔曰、「公卿屢依金册遺旨、中代権式、過葬即吉。朕思遵遠古、終三年之制。……」甲申、車駕謁永固陵。辛卯、詔曰、羣官以萬機事重、請求聽政。朕仰祗遺命。亦思無怠。但哀慕纏綿、心身迷塞、未堪自力以親政事。……」十五年、春正月、帝始聴政於皇信東室。……太和十六年正月朔……壬戌、詔定行次、以水承金。

とあることからわかるように、この行次の変更は、太皇太后馮氏の崩御直前の審議開始から、孝文帝の十五年正月からの聴政再開をへ、一年以上もの時間をかけて決定したものである。魏書巻一三文成文明皇后伝に、文明太后について、

自太后臨朝専政、高祖（孝文帝廟号）雅性孝謹、不欲参決、事無巨細、一禀於太后。太后多智略、猜忍、能行大事、生殺賞罰、決之俄頃、多有不関高祖者。是以威福兼作、震動内外。

とあることからも分かるように、太和十四年以前の太后臨朝時にあっては北魏朝の政治の実権は太后に握られていた。行次の審議が、高祖紀に宕昌国遣使朝貢の記事に続けて掲げられていることから、確定的ではないが、遣使があった辛卯になされたとすれば太后の崩御した癸丑はその二十二日後である。それ故、先にみた魏書巻一〇八之一、礼志、太和一四年八月の条の詔は彼の意思を反映したものと考えてまず間違いないであろう。（因みに魏書巻七下、高祖紀下の巻末に孝文帝の文才を讃えたところがあるが、そこには「自太和十年已後詔册、皆帝之文也」とある。）周知のように孝文帝は太后崩後、相次いでそれまでの体制を大幅に改変する諸改革を断行して行く。その際、この行次の変更との関連で注目しておくべきことは、魏書巻七下、高祖紀下、太和十五年七月己卯の条に、

詔議祖宗、以道武為太祖。

とみえるように、この時期、道武帝が太祖とされていることである。先にみたように魏書礼志には孝文帝の下問に対する太和十五（六？）年正月における羣臣の上奏がみえるが、そこに「始自平文、逮于太祖、抗衡秦趙、終平慕容」とある太祖は右の道武帝→太祖への変更を受けたものである。ところが、先にみたように魏書礼志の行次に関する高閭の議には「皇魏未克神州、秦既滅、大魏称制玄朔。故平文之廟、始称太祖、以明受命之証」とあり、太祖変更前の平文帝→太祖の考えの下に論が展開されている。また、これも先に掲げておいたように魏書礼志の行次に関する李彪の議には「神元既晋武同世、桓穆與懐愍接時。晋室淪、平文始大。廟号太祖、抑亦有由。」とみえ、同様に太祖変更前の平文帝→太祖の考えの下に論が展開されている。つまり、この点は高閭、李彪の議をへたのちの羣臣の上奏に「始自平文、逮于太祖、抗衡秦趙、終平慕容」とみえる道武帝→太祖とは大きく食い違っているのである。孝文帝による「太祖」の変更は彼の改革全体のなかで極めて大きな意味を持っていた。この点に関してはかつて別稿において考察したことがあるが、端的にいってそれは北魏の爵制度、郊祀制度の改変と連動し、北族の間に漠北時代から存続してきた一体感を打ち破ることをめざした施策の一環であったといえる。[3] それ故この行次の変更は、一年以上の時間をかけ、羣臣の動向を窺いつつ、孝文帝のなみなみならぬ決意の下に行われたものであることがわかるのである。つまり、先にみた行次変更をつげる詔に「越近承遠、情所未安」、「朝賢所議、豈朕能有違奪」という表現がみえることから、孝文帝はこの行次の変更に積極的ではなかったということはできないのである。因みに、魏書のこの行次変更についての記述は、その実施年次について太和十六年正月とする本紀の記載と太和十五年正月と

する礼志の記載とがあって食い違っているが、本論は前者を採用した。その理由は、太祖の平文帝から道武帝への変更は太和十五年七月己卯に行われ、それを受けて太和十六年正月辛酉に南郊への太祖道武帝の配祭をみ、同年同月、太祖道武帝の子孫以外の王の爵位が公に降爵されるようになるが、先にみた行次変更についての孝文帝からの下問に対する羣臣の上奏には「始自平文、逮于太祖、抗衡秦趙、終平慕容」とあり、太祖を既に道武帝としているからである。

ところで、魏書巻五四高閭伝に高閭が孝文帝に封禅を進めたことを伝えて、

閭曰、司馬相如臨終恨不見封禅。今雖江介不賓小賊未殄、然中州之地、略亦盡平。豈可於聖明之辰、而闕盛礼。斉桓公霸諸侯、猶欲封禅、而況万乗。高祖（孝文帝）曰、由此桓公屈於管仲。荆揚未一、豈得如卿言也。閭曰、漢之名臣、皆不以江南為中国。且三代之境、亦不能遠。高祖曰、淮海惟揚州、荆及衡陽惟荆州、此非近中国乎。

と述べ、江南を「度外」視する発言をなしているが、これは先にみた魏書礼志の高閭の議に「僭擬之属、遠如孫権、劉備、近若劉裕、道成、事繫蛮夷、非関中夏」とある劉宋、蕭斉を蛮夷に連なる僭偽と看做す考えと軌を一にするものである。魏書をみるとその巻九六に「僭晋」司馬叡と題する列伝がみえ、そこに、

（司馬）叡僭即大位、改為大興元年。其朝廷之儀、都邑之制、皆準模王者、擬議中国。遂都於丹陽、因孫権之旧所、即禹貢揚州之地、……厥田惟下下、所謂島夷卉服者也。……叡因擾乱、跨而有之。中原冠帯呼江東之人、皆為貉子、若狐貉類云。巴、蜀、蛮、獠、谿、俚、楚、越、鳥声禽呼、言語不同、猴蛇魚鼈、嗜慾皆異。江山遼闊、將数千里。叡羈縻而已、未能制服其民。

とみえ、次いで巻九七に「島夷」桓玄、「島夷」劉裕、巻九八に「島夷」蕭道成、「島夷」蕭衍などの列伝が記載されている。つまり、高閭のような認識は魏書の撰者である魏収も共有していたことが分かるが、このことは高閭の考えが決して孤立したものではなく、華北士大夫の相当数の支持を得るものであったことを示しているとされよう。また、右の魏書の構成をみると司馬叡のみは「僭」と表現され、桓玄、劉裕、蕭道成、蕭衍などは「島夷」とされ、前者と後者の間に表記の違いがみられる。一方、先に魏書礼志の記事を引用し考察した高閭の奏上に「趙承晋、金生水、故趙為水徳。燕承趙、水生木、故燕為木徳。秦承燕、木生火、故秦為火徳。」とあったように、高閭自身も西晋を正統とみるという点では李彪らと相違していたわけではない。彼の立場は中原を支配していない江南王朝の正統性を否定する、換言すれば西晋→東晋→宋→斉の継承ラ

インを非正統であるとして認めないところにあったのである。とすればそれは右でみた魏書の僭晋司馬叡伝、島夷劉裕伝という立場と同じということになるであろう。そして魏書が東晋以降を僭晋、島夷といった形で区別しているところから、華北においてそうした考えが生まれたのは南北朝時代が始まったころ、すなわち北魏太武帝による華北統一の頃のことと想定されてくるのである。

この華北統一という事態が漢族、胡族の間に巨大な変化を生み出していったことについてはかつて別稿で考察したことがある。[4] その際筆者は大要次のような点を指摘した。まず第一に、当時の漢族士大夫のリーダーである崔浩に胡族王朝北魏を容認し、それを足掛かりとして次代の中国を模索して行こうとする姿勢が強く見出されること、第二に、崔浩を除いた他の漢族士大夫にも胡族王朝北魏を容認するという姿勢が見られるようになっていること、第三に、時の皇帝太武帝が華北統一を背景として従来の胡漢対立の立場を乗り超え「中華」皇帝を強く志向しはじめていること、第四に、未だ明確に意識されるまでには至ってはいないと考えられるが、一般の胡族にも変化の下地が形成されていたと考えられること等の点である。こうした事柄を踏まえると先にみた孝文帝時代の認識は、孝文帝の曾祖父・太武帝の時代に達成された華北統一という事態の延長の上に出現したものであったということができるであろう。因みに、封氏聞見記巻八繹山の項に、

　兗州鄒繹山、南面平復、東西長数十、歩廣數歩。……始皇刻石紀功、其文字李斯小篆。後魏太武帝登山、使人排倒之。

とある。太武帝が繹山の秦始皇帝の刻石をたおした背景には、或いは北魏に先立って一時的に華北を統一した前秦と始皇帝の秦とを重ね合わせたということがあったのかもしれない。[5] もしそうであるとするならばこの時点の北魏では先にみた高閭の、北魏は前秦の火徳を承けた土徳の王朝という考え方が既に採用されていたのかもしれない。何れにせよ北魏においては華北統一が実現したころから自らの王朝の正統性の問題が非常に重要な問題として浮かび上がってきていたことが想定されてくるのである。

以上の考察によって北魏朝が五胡の諸国といわば袂を分かつ決定は、太武帝による華北再統一の流れの延長線上において、この孝文帝による行次変更の際になされたことが明らかになった。このことはこのとき北魏より前の時代を五胡十六国時代として把握する理解が生まれたといっても過言ではないことを示している。崔鴻による春秋はそうした歴史観の下に編纂されたものであったといえるのであり、そしてその見方が唐代になった晋書の見方ともなっていったのである。それ故この行

次の変更は、単に北魏の歴史において意味をもつのみではなく、今日の我々がもつ歴史認識とも関わる重要な改変であったということができるであろう。

二　北魏より前の時代の正統性について

前節までの考察において五胡十六国時代という歴史認識が生まれた経緯について考察してきたが、では永嘉の乱以降どのような経緯をへて前節でみたような認識が出現してくるのであろうか。本節では五胡十六国時代における正統性の変遷について考察し、前節の考察において明らかにしたこととの関連を追求する。

論の展開の都合上、右の問題を漢族の場合と非漢族の場合とに分けて、順に考察することにする。

まず、漢族の場合について。永嘉の乱の混乱以降、正統王朝たる西晋を失った華北の漢族が華北の地を席巻する非漢族王朝に対しどのような態度をとったかについてはかつて考察したことがある。[6] その際明らかにし得たことは、当該時代の漢族の内面には胡族への文化的優越感に伴う夷狄視、及びそうした胡族に軍事的、政治的に抑え込まれているという屈辱感、恐怖といった感情が抱かれており、そうした状況がほぼその儘北魏初期まで受け継がれていたこと、北魏太武帝時代の華北統一期になると、前節でも触れたように崔浩を筆頭とした多くの漢族士大夫の間で胡族王朝北魏を容認し、それを足掛かりとして次代の中国を模索して行こうとする姿勢が見出だされるようになること等であった。ただその際、当該時代の華北の漢族が江南の漢族王朝に対してどの様な気持ちを懐いていたのかという点については余り考察することができなかった。よってこうした観点からこの問題を考えてみることにするが、その際まず指摘しておくべきことは当該時代の漢族が皆挙って、東晋を西晋を継ぐ正統な王朝と考えていたわけではないという点である。そのことは、晋書巻八六張軌伝附寔伝に（十六国春秋輯補巻六八前涼録二、張寔伝同）、

（東晋）元帝即位於建鄴、改年太興。寔猶称建興六年、不従中興之改也。

とあり、晋書巻八六張軌伝附玄靚伝に（十六国春秋輯補巻七二前涼録六張玄靖伝同）、

廃和平（前涼年号）之号、復称建興四十三年。……有隴西人李儼誅大姓彭姚、自立於隴右、奉中興年号。百姓悦之。玄靚遣牛覇率衆討之。……

とあるような西晋愍帝の年号をまもり、司馬叡の中興以後の年号を用いようとしない姿勢の存在などから窺うことが出来るであろう。つまり、西晋から東晋への移行の過程で、漢族の間に東晋の正統性に対する疑念が生じていたことがわかるのである。しかし、とはいっても一方で魏書巻二四崔宏伝附崔恬伝に続けて、崔浩の父、崔宏玄伯について、

始玄伯因苻堅乱、欲避地江南、於泰山為張願所獲。本図不遂、乃作詩以自傷。而不行於時、蓋懼罪也。及（崔）浩誅、中書侍郎高允受勅収浩家、始見此詩。允知其意。允孫綽録於允集。

とある史料にもみえるように、胡族圧政下の当時の華北における漢族士大夫の大部分が、晋の皇族である司馬叡が江南に建国した東晋にその心を繋いでいたということも確かなことと言えるのである。

劉宋の時代になるとこうした状況にまた変化が生じるようになったと考えられる。即ち、晋書巻一一八姚興載記下に、司馬国璠、司馬叔道らが後秦に来奔してきたときのこととして、

晋河間王子国璠、章武王子叔道来奔。興謂之曰、劉裕匡復晋室、卿等何故来也。国璠等曰、裕興不逞之徒、削弱王室、宗門能自脩立、莫不害之。是避之来、実非誠款。所以避死耳。興嘉之。……譙縱遣其侍中譙良、太常楊軌朝於興。請大挙以寇江東。遣其荆州刺史桓謙、涼州刺史譙道福、率衆二萬、東寇江陵。興乃遣前将軍苟林率騎会之。謙屯枝（十六国春秋輯補…支）江、林屯江津。謙江左貴族。部曲徧（十六国春秋輯補…偏）於荆楚。晋之將士皆有叛心。

とあり、晋書巻八七涼武昭王李玄盛伝附、涼後主李歆伝に、

士業（十六国春秋輯補…歆、士業は李歆の字）立四年、而宋受禅。士業將謀東伐。張體順切諫、乃止。

などとある。前記事の劉裕への反撥は、江南からの亡命者、及び荆楚の地の將士の反撥であり、後記事のそれは河西の地の漢族君主の反撥であり、華北士大夫のそれではないが、先に崔宏の例を挙げてみた当時の華北士大夫の東晋にはせる心情を思うとき、前記事、後記事にみえる劉裕への反撥は、同時に華北士大夫の劉宋への反撥でもあったと考えられるのである。劉裕が司馬氏のような貴族ではなく、庶民階層の出身であることもその反撥の要因の一つとなったと考えてまず誤りないであろう。この時期以降、華北から江南へ亡命する華北士大夫はほとんどみることができなくなり、それ以前のありかたと際立った違いを示すが、このこともそうしたことと関係があるであろう。

このように考えてくると劉宋は、華北の漢族士大夫にとってその正統性という点において多くの疑念を抱かしめる王朝で

あったと考えられるのであるが、とすればそのことは彼らの「江南政権離れ」を引き起こしたと考えられる。また、当時の華北士大夫の間には先に別稿で考察した際知りえた事柄として挙げた第一、第二の事柄、即ち華北統一を背景にようやく安定期に入ってきた北魏を中原王朝として容認、支えていこうとする流れが生じていたが[5]、こうしたことをも合わせ考えると、先に指摘した、魏書の列伝が東晋司馬叡を僭晋司馬叡と表記し、桓玄、劉裕以降の江南王朝の皇帝等を島夷と表記しているという表記の変化はこうした華北における漢族士大夫の認識の変化を反映していると考えられるのである。

論の展開の都合上、五胡十六国時代より後の時代にまで及んだが、再び本節の主題である五胡十六国時代にもどる。異民族の支配下に入る、或いはその侵攻に絶えずさらされるという状況おかれた当該時代における華北士大夫には、異民族の支配下に入りその王朝に出仕する、その支配下に組み込まれながらも出仕することなく貴族としての矜持を示す、江南王朝を盟主と仰ぎつつ異民族と対抗する等のとりうる道があったと考えられるが、その際、注目しておくべきことは非力ではあっても、条件が与えられれば彼らも一個の独立勢力を形成しようとする姿勢を示したという点である。それは十六国春秋纂録巻六前涼録、張重華伝に、

（永楽）三年九月、晋遣使者（十六国春秋輯補……侍御史兪帰と見ゆ）、拝（十六国春秋輯補……重華と見ゆ）侍中大都督隴右諸軍事大将軍涼州刺史、領護羌校尉（十六国春秋輯補……假節と見ゆ）西平公。重華以位号未称、怒不受詔。羣寮上重華為丞相涼王雍秦涼三州牧。

とあり（右記の記述は晋書張重華伝には「詔遣侍御史兪帰、拝重華護羌校尉涼州刺史、假節」とのみ見える）、晋書巻八六張軌伝附、張重華伝に（十六国春秋輯補巻七一前涼録五、張重華伝同）、

是時御史兪帰至涼州。重華方謀為涼王、不肯受詔。使親信人沈猛謂帰曰、我家主公、奕世忠於晋室、而不如鮮卑矣。台加慕容皝燕王、今甫授州主大将軍、……

とあり、晋書巻八六張軌伝附、張祚伝に（十六国春秋輯補巻七二前涼録六、張祚伝略同）、

祚納尉緝趙長等議、僭称帝位（「僭称帝位」を十六国春秋纂録、十六国春秋輯補は「僭即王位於謙光殿」とする）、立宗廟、舞八佾、置百官。下書曰、……改建興四十二年為和平元年……

とあるように、張重華が涼王の称号を求め（ただし、東晋は戎狄は王とするが異姓の内臣は王としないという論理の下にこ

れを拒否した……晋書張重華伝等参照)、のち張祚の代となって遂に自ら涼王の位に即いていることなどから分かることである。因みに、張重華の王位要求は彼一人の要求に発するものではない。そのことは右の前記事に「羣寮上重華為丞相涼王雍秦涼三州牧」とあり、後記事に「祚納尉緝趙長等議、僭即王位」とあることから窺えるところである。そうした動きを支持する勢力があったとすべきである。ただ前涼の場合、この革命に反対する勢力も依然として存在し、そのことは晋書張祚伝に(十六国春秋輯補巻七二前涼録六、張祚伝同)、和平元年二月の災異頻発に際し、郎中丁琪が諫言をなしたことを伝え、その一節に、

行革命之事、臣竊未見其可。華夷所以帰系大涼、義兵所以千里響赴者、以陛下為本朝之故。今既自尊、人斯高競。……

とあり、先に引用し考察したように、晋書巻八六張軌伝附玄靚伝に、「廃和平(前涼年号)之号、復称建興四十三年。……有隴西人李儼誅大姓彭姚、自立於隴右、奉中興年号。百姓悦之。玄靖遣牛覇率衆討之。」とある史料から窺うことが出来る。そしてそこに西晋を奉じるもの(「称建興四十三年」)、東晋を奉じるもの(「奉中興年号」)、独立を志向するもの(「行革命之事」)が併存し、容易に国論の統一が図れない状況にあったことが窺えるのである。前涼は晋書張玄靚伝に(十六国春秋輯補巻七二前涼録六張玄靖伝同)、張天賜が朝政を専掌したときのこととして、

改建興四十九年、奉升平(東晋年号)之号。

とあるように、これ以後東晋の年号を奉じるようになった。これは桓温の北伐が影響していると考えられるが、以後、咸安(東晋年号)の奉用をへて滅亡に至っている。[8]

以上、五胡十六国時代の一国、前涼の動きを追いつつ、当該時代における漢族士大夫の動向をみてきたが、その軌跡からは彼らが中華の伝統を保持せんとし、且つその正朔を奉じる対象を求めつつ苦渋した姿を如実に捉えることができる。晋書巻一一〇慕容儁載記附、李産伝に、范陽の人李産が永嘉の乱の時、同郡の祖逖と行動を共にしたが、のち郷里に還り後趙に仕え、范陽太守となっていたとき前燕の攻撃を受け、やがてその軍門に降った経緯を伝え、

慕容儁南征、前鋒達郡界。郡人皆勧産降。産曰、夫受人之禄、当同其安危(十六国春秋輯補……当同負安危)。今若舎此節、以図存、義士將謂我何。衆潰、始詣軍請降。儁嘲之曰、卿受石氏寵任、衣錦本郷。何故不能立功於時、而反委質乎。烈士処身於世、固当如是邪。産泣曰、誠知天命有帰、非微臣所抗。然犬馬為主。豈忘自効。但以孤窮勢蹙、致力無

術、僶俛帰死（十六国春秋輯補……黽俛帰死）、実非誠款。儁嘉其慷慨。顧謂左右曰、此真長者也。乃擢用之。歴位尚書。性剛正、好直言。

とあるが、漢族の正統王朝による華北解放を願いながらも、その可能性が紆余曲折をへながら益々小さくなって行く状況において、天命の何たるかに思いをはせる心情は五胡十六国時代における漢族士大夫共有のものであったといえるであろう。[9]

以上、五胡十六国時代の華北における漢族側の正統性をめぐる思いを追求したが、では胡族はこの点に対しどの様に考えていたのであろうか。次にこの点について考察してみることにする。まず第一に確認しておくべきことは、自明の事柄ではあるが、胡族の側には自らが滅ぼした王朝である西晋の正朔を奉じ続けるといったことはなかったという点である。ただ前節における五行の行次についての考察でみたように、胡族諸国は西晋を自国出現以前における正統王朝と看做していた。そこには西晋が中国を統一し華夷を包摂した王朝であり、非漢族自らもかつてそこに臣下として参画したという意識がかれらの間でも作用していたと考えられるが、そうした意識は東晋に対する認識にも影響を与えていたと考えられる。晋書巻一一六姚弋仲載記に、姚弋仲がその子供たちを戒めた言葉を載せ（十六国春秋輯補巻四九後秦録、姚弋仲伝略同）、

今石氏已滅、中原無主。自古以来、未有戎狄作天子者。我死之後、汝便帰晋、当竭盡臣節、無為不義之事。乃遣使請降。

とあり、姚弋仲が東晋の臣下としての意識を持っていたと考えられること、晋書巻一二一李雄載記に（十六国春秋輯補巻七七蜀録二、李雄伝、玉衡一九年条同）、李雄の言葉として、

我乃祖乃父、亦是晋臣。往與六郡避難此地、為同盟所推、遂有今日。琅邪若能中興大晋於中夏、亦当率衆輔之。

とあり、五胡の動乱期に蜀に割拠した李雄が東晋元帝司馬叡を支持する発言をなしていること、晋書巻一一四苻堅載記下に（十六国春秋輯補巻三六前秦録、苻堅伝同）、石越の言葉として、

晋中宗（東晋司馬叡）藩王耳、夷夏之情、咸共推之、遺愛猶在於人。

とあり、元帝が「夷夏之情」を得ていたとする認識があったとしていることなどは、漢族の大部分にとってそうであったように、東晋が彼ら非漢族にとっても正統王朝としての資格を持っていたことを伝えている。ただ、この場合非漢族が東晋を認めたのは、東晋が西晋を襲ぐ正統王朝と認識する反面、漢族の場合と異なり、自らが占領する支配地域に多数存在する漢

族の意向を汲むことが、その支配の強化につながるという、より現実的な観点から当面は東晋を支持せんとする認識があったことも忘れてはならないであろう。そのことは、慕容廆の時代に東晋元帝の即位を勧め、慕容儁の時代には羣臣から尊号を称するよう進められても「吾本幽漠射猟之郷、被髪左衽之俗、暦數之籙寧有分邪」として辞退していた慕容儁が、その直後に自ら即位し、東晋の使者に対して「汝還白汝天子、我承人乏、為中国所推、已為帝矣」と述べたとする事例が残っている点によく現れている（晋書慕容儁載記）。

しかし、こうした東晋を認める認識が彼らの現実的実利的判断のもとのみにおいて抱かれていたのかといえば、その答えは否である。何故なら、十六国春秋輯補巻三三、前秦録三、苻堅伝に、苻堅の幼年時代のこととして、

八歳請師就家学。（苻）洪曰、尚小未可、吾年十三、方欲求師、時人猶以為速成。汝戎狄異類。世知飲酒。今乃求学邪。欣而許之。

とあり（晋書巻一一三苻堅載記上には「尚小未可、吾年十三、方欲求師、時人猶以為速成。」はみえない。十六国春秋纂録にはみえる。）、苻堅の祖父、苻洪が苻堅に対し、「汝戎狄異類」とし自らの一族が戎狄出身であるという意識を濃厚に持っていたと考えられること、或いは、晋書巻一一四苻堅載記下附、苻融伝に（十六国春秋輯補巻三八、前秦録、苻堅伝附苻融伝同）、その苻堅の末弟の苻融が苻堅の南伐を諫めた言葉を載せ、その一節に、

国家戎族也。正朔会不帰人。江東雖不絶如綖、然天之所相、終不可滅。

とある。十六国春秋や晋書載記は後述の王師の例などにも表れるように、会話文を掲載する際、各五胡王朝の国書の体裁に拠ったと考えられる。つまり、右の苻洪や苻融の発言は彼ら自らが発した言葉と考えられる。つまり、当時の胡族のなかには自己、或いは自己の種族を漢族と比べて劣るという意識を抱くものが存在し、それだけに自らの王朝を正統性に欠けるものと認識し、逆に江東の東晋にはそれがあると意識していたものがあったと考えられるのである。晋書巻一一四苻堅載記下附、王猛伝に（十六国春秋纂録巻四、前秦録同）、王猛が臨終に際し、苻堅から後事を問われ、それに答えた一節が載せられているが、そこに、

猛曰、晋雖僻陋呉越、乃正朔相承。親仁善鄰、国之宝也。臣没之後、願不以晋為図。

とある。王猛が自らの家属が存在するにも係わらず（魏書巻三三王憲伝）、苻堅に直接、前秦には正統性がないと指摘して

いることは、先に堅の末弟の苻融が苻堅を諫止した際、正朔が東晋にあるとしたのと軌を一にしており、このことは、単に苻堅が寛容の精神の持ち主であったがためであるとするよりも、さらに広く、右に述べた意識を容認する風潮が前秦朝に存在していたことを示していると考えるべきであろう。

ところで、こうした意識とは明確に異なる意識もまた育っていたことが一方では確認される。即ち、例えば、晋書巻一一一慕容暐載記に、苻堅が前燕を攻めてきたときのこととして、

暐憂懼不知所為、乃召其使而問曰、秦衆如何、今大師既出、猛等能戦不。或対曰、秦国小兵弱。豈王師之敵。……

とあり、前燕の軍を王師と呼び、晋書巻一一四苻堅載記下に、苻堅の南伐軍が東晋に惨敗し、慕容燕の勢力が反旗を翻した際、苻堅が慕容暐を責めた言葉の一節に、

奈何因王師小敗、便猖悖若此。

とあり、前秦の軍を王師と呼び、晋書巻一二三慕容垂載記に前燕が後趙を責めたときのことの慕容垂の言葉を伝え、

今方平中原、宜綏懐以徳。坑戮之刑、不可為王師之先声。

とあり、前燕の軍を王師と呼び、晋書巻一一九姚泓載記に、劉裕が攻めてきたときのことして、

王師（東晋軍）至成皐。征南姚洸時鎮洛陽、馳使請救。……姚洸部将趙玄洸曰「……宜攝諸戍兵士、固守金墉、以待京師之援。……呉寇終不敢越金墉而西。……」

とあり、東晋の軍を王師、呉寇と全く相反する両様の呼称で記述し、また一方で、後秦の軍をも王師とし、その都長安を京師としている。晋書は晋を正統とする立場から記述されているが、とすれば僭僞たる五胡諸国の軍を「王師」と称することは矛盾である。これは、右の諸例が何れも会話文中にみえるものであるという点に起因している。とすればこれらの箇所は、少なくとも会話文中の王師の表現は後世の改竄をうけていない、崔鴻が執筆した当初の十六国春秋の原形をかなりとどめていると考えられる。さらに崔鴻は十六国春秋の編纂にあたって隋書経籍志に名のみが見える燕書、秦書等の五胡諸国の国史、起居注を参照したと考えられる。[10] それ故右の会話文は燕書、秦書等の五胡諸国の国史、起居注の原文を踏まえていることになるであろう。

つまり、先にみたように当時の胡族の中には江南の漢族王朝を正統視するものがあったが、一方では「王師」の表現にみ

られるように、自己を中心とする中華思想が同時に存在していたことがわかるのである。右で引用した記載の中には東晋の軍を「呉寇」と表現するものもあったが、この表現もこうした自己を中心とする中華思想の存在を物語るものということができよう。晋書巻一二八慕容超載記に、東晋の劉裕が攻めたときのことを記し、

劉裕率師將討之。……超（慕容超）引見羣臣於東陽殿、議拒王師（東晋軍）。公孫五楼（南燕の尚書）曰「呉兵（東晋軍）軽果、……」……超不従。（慕容）鎮（慕容鎮は鮮卑）出謂韓諄（南燕の尚書）曰「主上既不能芟苗守険。……今年国滅、吾必死之。卿等中華之士、復為文身矣。……」

とある記事にみえる慕容鎮の発想の中には自らを「中華」とする右で指摘した中華思想の存在とともに、江南を「文身」の地とする発想が簡潔に表明されているのである。

このように一方で胡族に自らを夷狄と自覚するものが存在すると同時に、自らが中華であると認識するものが混在するコンプレックス状況が、当時の胡族の状況であったと考えられるのである。

ところで、胡族が右でみたような中華思想を抱くようになったからといって、それを江南の政権が認めるなどということはあり得ないことである。その上、例えば晋書巻一〇六石季龍載記上に、蜀将李宏が後趙に帰したときのこととして、

李寿将李宏、自晋奔於季龍（石虎字）。寿致書請之。題曰「趙王石君。」季龍不悦。付外議之。多有異同。中書監王波議曰「……宜書答之、并贈以楛矢、使寿知我遐荒必臻也。」於是遣宏、備物以酬之。……李宏既至蜀漢。李寿欲誇其境内、下令云「羯使来庭、献其楛矢。」季龍聞之怒甚、黜王波、以白衣領中書監。

とあり、同書巻一一三苻堅載記上、太和五年の條に、前秦が前燕を攻める際の王猛の言葉を伝え、そのなかで彼は鮮卑を指して「残胡」と称しているが、これらは当該時代の非漢族相互もまたそれぞれを夷狄として蔑視していたことを伝えており、このような状況下における「中華」の及び得た範囲は、基本的にはその一国の範囲に止まるものであったことがわかる。

とはいえ彼らが「中華」意識をもち始めることは、先に姚弋仲や苻融の事例をあげ考察したような、それ以前の「夷狄」としての自覚とは質的にことなるものであり、こうした動きは第一節でみたように五胡諸国が「趙承晋、金生水、故趙為水徳。燕承趙、水生木、故燕為木徳。秦承燕、木生火、故秦為火徳。」とあるように五行説に基づく各々の行次を採用したことや、後に北魏が魏書巻二太祖紀、天興三年（四〇〇）一二月乙未の条に、

詔曰、自非継聖載徳、天人合会、帝王之業、夫豈虚應。……有国有家者、誠能推廃興之有期、審天命不易。

とあるように「天命」をもって中国支配に乗り出していったことと連なっていたと考えられるのである。

以上、五胡十六国時代における漢族、胡族の正統性をめぐる意識の変遷を追ってきたが、その結果、当該時代には、西晋、東晋といった漢族王朝中心の正統性確立への展望が、胡族が現実に華北を制圧しているという状況のため開けず、一方、胡族は漢族中心の世界観から脱し新たな中華意識を形成し始めていたということが明らかとなった。これらを前節で考察した事柄と合わせ考えると、五胡十六国の混乱期をへて華北に安定した統一王朝・北魏が出現し、他方江南で東晋を簒奪した劉宋が出現したことにともない、華北における漢族、胡族の意識面での接近が促進され、孝文帝時代の変革へと繋がっていったことがわかるのである。(11)

三　孝文帝より後の時代における展開

孝文帝より後の時代における北魏は前節までの考察で述べた流れを受けてより窒固な中華意識をもつようになった。本節ではそうした北魏至上の考えと、南朝に存在した南朝至上の考えとの相剋、及びそれが北朝後期にかけてどの様に展開していったのかといった問題について、十六国春秋の作者である崔鴻や顔氏家訓の作者である顔之推の思想を検証しつつ考察することにする。

魏書巻六七崔鴻伝に、十六国春秋編纂過程についての記述がみえるが、その一節に、

鴻二世仕江左。故不録僭晋、劉、蕭之書。又恐識者責之、未敢出行於外。

とある。右は、魏書の作者魏収の崔鴻に対する評価を含んでいる。崔鴻の伯父は魏末政界に重きをなした崔光である。崔浩が北魏に帰したのは慕容白曜が三斉を平らげた際であるので、崔鴻は所謂平斉民出身である。(12) 右の「鴻二世仕江左」という記述はそうした彼の出自を踏まえているが、では崔鴻は魏収が述べるようにこうした南朝に仕えたからという意識のもとに「僭晋、劉、蕭之書」を十六国春秋に収めなかったのであろうか。崔鴻伝に「鴻以其書有與国初相渉、言多失体、且既未訖、迄不奏聞」とあるように、彼が十六国春秋を北魏の宣武帝に奏聞しなかったのは、十六国の国書を集成してなしたその書の記述が北魏の国初と関係し、その記述に「失体」が多くみられたこと、及び李雄の蜀書が収集できなかったがためであった。

この内、李雄の蜀書は荆州大中正の趙邕より送呈を受けたため、その欠をうめることが可能となった（魏書本伝参照）。よって残された課題は「失体」のみということになるが、その「失体」の如何が問題となるが、例えば周一良氏が指摘されるような問題がそこにあったのかもしれない。[13] ただ十六国春秋が各国書の集成のもとになったことを踏まえればそこに相互の国どうしの非難、誹謗、暴露等が書き込まれることはある意味では当然のことといえるであろう。とすればそれを崔鴻の意識的反胡族、反北魏の行動とみることはできないこととなる。筆者は崔鴻が江南王朝の臣下であったという意識のもとに、江南王朝を正統、北魏を非正統と看做し、そうした「失体」を行っていたのか否かという点を問題としたいのである。崔鴻は彼が起居注に載せた表文に（同伝）、

皇魏龍潛幽代、世篤公劉、内修德政、外抗諸偽、并冀之民、懐宝之士、襁負而至者日月相尋。雖邠岐之赴太王、謳歌之帰西伯、実可同年而語矣。太祖道武皇帝以神武之姿、接金行之運、應天順民、龍飛受命。太宗……。世祖……。……

とあるように、北魏を賛美している。つまり、少なくとも文面に表れる限りでは彼が北魏と対立していた江南王朝を正統とみていたとは考え難いのである。ただ同じ表文の中に、永嘉の乱後の中原の混乱を伝えて、

……五都蕭條、鞠為煨燼。趙燕為長蛇、遼海緬成殊域。窮兵鋭進、以力相推、中原無主、八十餘年。遺晋僻遠、勢略孤微。民残兵革、靡所帰控。皇魏龍潛幽代、……

とある。ここに「遺晋僻遠」とあって東晋を魏収のように「僭晋」と称していない点は彼の意識を窺う上で注目すべきことがらである。また、同文には、東晋は「僻遠」にあり、「勢略孤微」であったがために民は兵革にそこなわれ、帰する所がない状態であったとするが、この趣旨を敷衍すれば東晋は「僻遠」でなく「勢略孤微」でなければ民が皆帰す正統王朝であることになる。つまり崔鴻はその心底において東晋を決して「僭偽」とは考えていなかったと考えられるのである。つまり、先に引用した崔鴻伝の「鴻二世仕江左。故不録僭晋、劉、蕭之書。又識者責之、未敢出行於外。」とある記述は魏収や識者の偏見、誤解を伝えたものではなく、事実崔鴻がそうした考えを北魏の朝臣となり、これも先に引用したように「皇魏龍潛幽代、世篤公劉、内修德政、外抗諸偽、并冀之民、懐宝之士、襁負自至者日月相尋。雖邠岐之赴太王、謳歌之帰西伯、実可同年而語矣。」とするような北魏に対する賛美を行いながらも保持していたと考えられるのである。

こうした崔鴻の東晋を正統王朝とする考えはそれを「僭偽」とする北魏の国是と食い違っているが、とすればそれは当時の華北における胡族、及び北魏を容認する漢族士大夫にとっては容認し難いものとなるであろう。魏書巻七一裴植伝に、崔鴻と同じく江南からの降人である河東聞喜の人裴植が崔鴻の十六国春秋編纂時と同じ宣武帝のときに、光城蛮の田益宗を非難したことを伝え、

表毀征南将軍田益宗、言華夷異類、不應在百世衣冠之上。率多侵侮、皆此類也。侍中于忠、黄門元昭覧之切歯、寝而不奏。……処植死刑。……時于忠専擅朝権、既構成其禍。……

とあるが、鮮卑たる于忠や元昭が切歯したのは「不應在百世衣冠之上」という表現の中に蛮のみに対してではなく鮮卑に対する侮蔑をも察知したからであろう。また、魏書の撰者魏収が「率多侵侮、皆此類也」として裴植を評した背景にも、華北漢族士大夫としての魏収の意識が反映しているであろう。

右は南朝側の意識を中心としての考察であるが、一方で、北朝至上の考えを強烈に主張した史料もまたこの時代には多数存在している。先に考察した僭晋、島夷もそうした事例である。また、当該時代の洛陽の記述をなした洛陽伽藍記にも「偽斉」、「帰正里」、「呉人坊」、「四夷館」、「四夷里」などの用語、楊元慎と陳慶之の問答（巻二）、茗と酪の話（巻三）等がみえ、当時の華北における北朝至上の考えを伝えている。洛陽伽藍記巻三龍華寺の条に、

呉人投国者、処金陵館。三年已後、賜宅帰正里。景明初、偽斉建安王蕭寶寅来降。封会稽公、為築宅於帰正里。後進爵為斉王、尚南陽長公主。寶寅恥與夷人同列、令公主啓世宗、求入城内。世宗従之、賜宅於永安里。

とあるように江南から帰投した人々にはそうした思想を表面上にせよ受け入れざるを得なかったものも少なくなかったと考えられる。こうした状況下であったればこそ崔鴻伝に、

（崔鴻）自正光以前、不敢顕行其書。自後以其伯光（崔光）貴重当朝、知時人未能発明其事、乃頗相伝読。亦以光故、執事者遂不論之。……後永安中、（崔鴻の子の崔子元）乃奏其父書、曰、……未曾奏上、弗敢宣流。今繕寫一本、敢以仰呈。……

とあるように、複雑な経緯をへてこの書は北魏の力が衰微し、北魏が実質的に滅ぶ内憂外患の時代である孝荘帝の時代になって始めて上呈することができたのであろう（ただし朝廷がそれをどう処理したのかを示す史料はない）。

こうした南北の対立は北周、北斉の時代になっても続くが、顔氏家訓をみるとその中にそうした対立とは大きく異なる考えが表明されるようになっていることも窺える。よって次に論をさらに展開し、この点について具体的に見てみることにする。

周知のように顔氏家訓の著者顔之推は梁から北周、北斉、隋に仕え、波乱に富んだ生を送った人物である。[14] その顔之推は北斉治下の漢族士大夫の間で流行していた子弟の鮮卑語、琵琶習得の風潮（巻一教子）、華北における庶子差別の厳しさ（巻一後娶）、息子命名の可笑しさ（巻二風操）、親族呼称の不合理（巻二風操）など北方のあり方を種々の点で批判している。ところが、一方で彼は江南の華美を非難し北方の質素倹約を褒め（巻一治家）、北方に残る古風をよしとし（巻二風操）、梁末士大夫の惰弱さを批判し（巻四涉務）、洛陽と建康の音韻を二つながら標準と認定する（巻七音韻）など、南に対する批判、北に対する称賛もおしまないのである。また、顔氏家訓巻三勉学に、

斉有宦者内参田鵬鸞、本蛮人也。年四五、初為閹寺、便知好学、懐袖握書、暁夕諷誦、所居卑末、使役苦辛。時伺間隙、周章詢請、毎文林館、気喘汗流、問書之外、不暇他語。及覩古人節義之事、未嘗不感激沈吟久之。吾甚憐愛、倍加開奬。後被賞遇、賜名敬宣。位至侍中開府。後主之奔青州、遣其西出、参伺動静、為周軍所獲、問斉主何在。紿云、已去、計当出境。疑其不信、殴捶服之。毎折一支、辞色愈厲、竟断四体而卒。……

とあるが、この顔之推の蛮・田鵬鸞に対する姿勢は、先の南斉からの降人、河東聟喜の人裴植が崔鴻の十六国春秋編纂時と同じ宣武帝のときに、光城蛮の田益宗や鮮卑を嘲弄し「不應在百世衣冠之上」と称したのと比べ、両者共に南朝からの降人ではあるが、異民族に対する対応という点において、大きな隔たりがあるということができるであろう。

顔之推は南朝出身であり、梁の滅亡を受けて北朝に仕えた人物であるが、以上で見た諸点から窺えることは、顔之推という人物の思想が〈胡〉対〈漢〉、当時の用語をそのまま用いれば〈索虜〉対〈島夷〉といった従前の南北両朝のイデオロギーから放たれ、その差を南北という地域差に帰す自由なものであったということである。こうした感覚は顔之推という人間の資質に負う部分もあるであろうが、同じ顔氏家訓の巻二風操に、

近在議曹、共平章百官秩禄。有一顕貴、当世名臣、意嫌所議過厚。斉朝有一両士族文学之人、謂此貴曰。今日天下大同、須為百代典式。豈得尚作関中旧意。明公是陶朱公大兒耳。彼此欸笑、不以為嫌。

とある記事にみえるような天下一統の社会状況が大きく関与していたと考えられる。ここには「彼此歓笑、不以為嫌。」とみえ、東西南北のそれぞれの出身者がそれぞれの状況に置かれ、それぞれの思いを抱きながらも天下一統という状況の下で交わる、かつてとは様変わりした時代の姿を窺うことができるのである。

筆者は先に発表した二、三の小論において五胡十六国・北朝時代における胡漢対立、融合の過程を考察したことがある。そこで知りえた事柄を本稿におけるいままでの考察で知りえた事柄と比較するとき、正統性をめぐる問題にも、対立から融合、中国再統一へといたる同様の軌跡の存在することがわかる。つまり、永嘉の乱以降の正統性をめぐる対立、混乱は胡漢融合、中国再統一への流れの下に、顔之推の思想にみるような地平にまで多くの困難を克服しつつ行き着いたといえるであろう。

註

(1) 禅譲については宮川尚志「禅譲による王朝革命の研究」(同氏著『六朝史研究　政治・社会編』、平楽寺書店、一九六四年刊、第二章) 参照。

(2) 当該時代における胡族の「中国化」についての私見は、「胡族国家」(『魏晋南北朝史の基本問題』、汲古書院、一九九七年刊所収) で述べた。

(3) 拙稿「北魏の封爵制」(東方学五七輯、一九七九年) 一四頁以下参照。

(4) 拙稿「五胡十六国・北朝期における胡漢融合と華夷観」(佐賀大学教養部研究紀要一六巻、一九八四年) 参照。

(5) 秦始皇帝刻石については鶴間和幸「秦始皇帝の東方巡狩刻石に見る虚構性」(茨城大学教養部紀要第三〇号、一九九六年) 参照。

(6) 前掲拙稿「五胡十六国・北朝期における胡漢融合と華夷観」参照。

(7) 井上徳子氏は一九九六年度の東洋史研究会大会 (京都) において、「西晋・十六国時河西地方の動向と特質——敦煌墓からみた——」と題する発表を行い、オアシス地域としての該地域と政権の性格との関連を追求した。

(8) 關尾史郎「前涼「升平」始終」——『吐魯番出土文書』劄記 (二) ——」(集刊東洋学五三号、一九八五年)、佐藤智水「五胡十六国から南北朝時代」(『講座敦煌』二巻〈敦煌の歴史〉、大東出版社、一九八〇年所収) 参照。

(9) 涼武昭王李玄盛の后、尹氏が、西涼が沮渠蒙遜に滅ぼされ、その女 (沮渠茂虔妻) の死に際し「撫之不哭、曰汝死晩矣」と述べ遂に柔然に臣称しつつ夷吾に死せざるをえなかった事例 (晋書巻九六列女、涼武昭王李玄盛后尹氏伝) もまた本文で述べた問題を考察する上で参考になろう。また、晋書巻八七涼武昭王李玄盛伝に、西涼滅亡後の李重耳について、「士業子重耳、脱身奔于江左、仕于宋。後帰魏、為恒農太守。」

とあり、江南に帰すことのできたものもいたが、李重耳の場合は再び華北に帰り、北魏に仕えている。その理由は定かではないが、この問題を考える際、世説新語、賞誉篇に、「張天錫、世雄涼州。以力弱詣京師。雖遠方殊類、亦辺方之傑也。」とある史料にみえるような河西地域に対する見方の存在にも注意しておくべきであろう。

(10) 隋書巻二三経籍志には、燕書二十巻、南燕録五巻、同六巻、南燕書七巻、燕志十巻、秦書八巻、秦記十一巻、秦紀十巻、涼記八巻、涼書十巻、西河記二巻（記張重華事）、涼記十巻、涼書十巻、涼書十巻（沮渠国史）、托跋涼録十巻、敦煌実録十巻、漢趙記十巻などの書名がみえる。

(11) 孝文帝時代における諸変革については拙稿「北魏の御史」（九州大学東洋史論集五号、一九七七年）、同「北魏の内朝」（九州大学東洋史論集六号、一九七七年）、同「北魏の封爵制」（東方学五七輯、一九七九年）、同「北魏高祖の漢化政策の理解について」（九州大学東洋史論集九号、一九八一年）、同「北魏高祖の漢化政策についての一考察——北族社会の変質との関係から見た——」（東洋学報六二巻三・四号、一九八一年）、同「北魏太祖の部落解散と高祖の部族解散——所謂部族解散の理解をめぐって——」（佐賀大学教養部紀要一四巻、一九八二年）、同「五胡十六国・北朝期における胡漢融合と華夷観」（佐賀大学教養部研究紀要一六巻、一九八四年）、同「北魏時代における所謂良奴制の成立——良の問題を中心として見た——」（史学雑誌九六編一二号、一九八七年）、同「北朝社会における部族制の伝統について」（佐賀大学教養部研究紀要二一巻、一九八九年）、同「五胡十六国・北朝期における周礼の受容をめぐって」（佐賀大学教養部研究紀要』二三巻、一九九一年）等参照。

(12) 平斉民については谷川道雄「拓跋国家の展開と貴族制」（岩波講座世界歴史五、古代五、一九七〇年）等参照。

(13) 周一良「関于崔浩国史獄」（中華文史論叢、一九八〇年四期）参照。

(14) 吉川忠夫「顔之推論」（同氏著『六朝精神史研究』、同朋舎出版、一九八四年所収）参照。